

そうだ、行政書士に相談しよう！



日本行政書士会連合会会長 常住 豊氏

コロナ禍で深刻な影響を受けた企業に対し、政府は「持続化給付金」や既存の優遇貸付制度などを活用した支援策を講じている。しかし、中小企業の中には手続きの仕方がよく分からないために申請が遅れているケースも多い。官公署に提出する書類や権利義務、事実証明に関する書類の作成などを代理する行政書士は、行政書士法で定められた国家資格者であり、持続化給付金の申請を業務として行う唯一の存在だ。申請のサポートなどについて、日本行政書士会連合会の常住豊会長に聞いた。

行政書士は身近な街の法律家 官公署への提出書類作成のプロ

—— 来年2月22日に行政書士制度は70周年を迎えますが、現在、どのくらいの行政書士が日本にはいるのでしょうか。
2020年4月現在、4万8639人の行政書士が日本全国で活躍しています。個人向けの業務では、遺言・相続、契約書、自動車登録、日本国籍取得、農地転用、内容証明、公正証書などの作成や手続き支援を行っています。法人向けでは外国人材受け入れ、会社

コロナ禍の影響から早期の事業回復を願う 持続化給付金の申請代行業務を推進

—— 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的な影響が中小企業を直撃しています。
様々な困難に直面されている皆さまに、この場を借りて心からお見舞い申し上げます。現在、国や地方自治体では、感染拡大の影響により危機的状況にある国民の皆さまへの生活支援、企業などへの事業支援に関する施策の拡充を進めています。私たちが行政書士も皆さまのお役に立てる存在です。

行政書士法で定められた国家資格者である私たち行政書

全国の行政書士会が無料電話相談窓口を開設 感染拡大にもなうあらゆる相談ごとに対応

—— 持続化給付金の申請ではどのようなサポートをしてい

持続化給付金は中小企業庁への申請になりますが、申請者本人による電子申請が基本です。このため、パソコンを持っていない事業者は、遠方に暮らしてしまいます。

また、パソコンはあっても添付書類の電子化の仕方が分からなかったり、電子化するための複合機やスマートフォンなどの機器がなかったり、使い方が分からないというケースもあります。そうした電子化関連だけではなく、確定申告や決算書類の中の書類を添付すればよいのか分からないというケースもあります。私たちが行政書士は国に提出する書類作成のプロですから、懇切丁寧にサポートさせていただきます。

—— 7月からは新たに「家賃支援給付金」の申請受付も始まります。
本年度第2次補正予算の成立によって家賃支援給付金の支給が決まりました。家賃支

士は、官公署に提出する書類や権利義務、事実証明に関する書類の作成、申請などに関する専門知識や能力を備えた街の法律家として、これらの施策に関し、国民・企業などの皆さまからの相談に応じ、支援を行っています。

現在、行政書士に寄せられる相談の中では、特に事業者に向けた資金救済制度である持続化給付金制度に関するものが多く、持続化給付金制度を所管する中小企業庁からも、特段の協力要請を受けています。私たちが行政書士は、この持続化給付金の申請を業務と

援給付金も中小企業庁への申請になります。給付対象者は中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者などで、1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少しているか、連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少していることが条件になります。

はほかにも多数あり、「東京都感染拡大防止協力金」など地方自治体が独自に行っている支援制度もあります。行政書士は各自自治体独自の制度にも精通しています。

現在、行政書士ではない民間事業者などが不法に申請業務を請け負って法外な報酬を請求するケースがあるようです。私たちが行政書士は制度趣旨に則り適正な報酬で対応しています。全国の行政書士会では無料電話相談を受けておりますので、どのような支援制度を活用すべきかも含め、ぜひご相談ください。

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」や「住居確保給付金」など国の支援制度

70th ANNIVERSARY
令和3年2月22日
行政書士制度は
70周年を迎えます

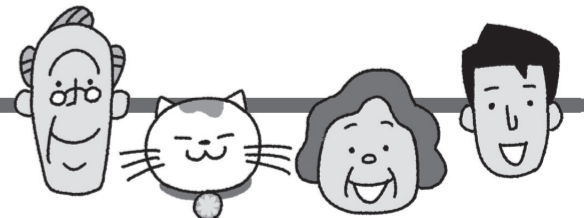
広告 企画・制作：日本経済新聞社イベント・企画ユニット

「持続化給付金」「家賃支援給付金」「GoToキャンペーン」など コロナ関連支援策に関する申請等のご相談はお近くの行政書士へ

行政書士は「持続化給付金」「家賃支援給付金」等の申請を業務として行う国家資格者です。



事業者・国民のための
〈新型コロナウイルス感染症対策〉
無料電話相談窓口
を開設しています。



「新型コロナウイルス感染症対策」
関係情報はこちらからご覧ください。

全国の行政書士会はこちら ▶



日本行政書士会連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10F <https://www.gyosei.or.jp>